

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月3日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 佐藤 肇

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

○開発機械第9号 (No. 9)

1 調達内容

(1) 品目分類番号 14

(2) 購入等件名及び数量

除雪機械等情報管理システム車載端末外購
入取付 一式 (電子入札対象案件)

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書
による。

(4) 納入期限 平成31年3月20日

(5) 納入場所 支出負担行為担当官が指定する
場所。

(6) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に
当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、A、B又はC等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有す

る者であること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」に基づき書類を提出した者を除く。)でないこと。
- (4) 当該調達物品又は類似品に係る製造実績若しくは納入実績があることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (7) 申請書等の受領期限から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
- (8) 電子調達システムを利用する場合は、電子証明書(ICカード)を取得していること。

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒060 - 8511 札幌市北区北8条西2丁目
北海道開発局事業振興部機械課機械予算係
幅口 章裕 電話011-709-2311 内線5399

- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ
先

[https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/A-
ccepter/](https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/A-
ccepter/)

上記3(1)の問い合わせ先に同じ。

- (3) 入札説明書の交付方法 上記3(1)の交付
場所にて交付する。

- (4) 電子調達システムによる入札書類データ
(申請書等)の受領期限及び紙入札方式によ
る申請書等の受領期限 平成30年10月3日12

時00分

(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札
方式による入札書の受領期限 平成30年10月
31日12時00分

(6) 開札の日時及び場所 平成30年11月 1 日10
時00分 北海道開発局事業振興部機械課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する
者は、入札書類データ（申請書等）を所定
の受領期限までに上記3(2)に示すURL
に提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、
必要な申請書等を所定の受領期限までに上
記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
なお、上記①及び②のいずれの場合も、開

札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記 3 (4) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年 3 月30日付官報) により随時受け付ける。
- (9) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hajime Satou, Director of Development Administration Department, Hokkaido Regional Development Bureau
- (2) Classification of the products to be procured: 14

- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: 1 set of Snow removing machine information management system on-board terminal
- (4) Delivery period: 20 March 2019
- (5) Delivery place: The place specified by the Obligating Officer
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
- ① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
 - ② have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every-

ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2016・2017・

2018

- ③ have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
- ④ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
- ⑤ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
- ⑥ not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time

limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

(7) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 12:00 p.m. 3 October 2018

(8) Time limit for tender: 12:00 p.m. 31 October 2018

(9) Contact point for the notice: Akihiro Habaguchi, Machinery Budget Section, Machinery Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8511, Japan TEL 011-709-2311 ext.5399